

長南町UIターンによる起業・就業者創出事業移住支援金対象者チェックリスト

下記「要件1～5」の全てに該当された方は、移住支援金の対象となります。

※要件4については、世帯員が2人以上いる場合のみ。

◆要件1【移住元に関する要件】 次の(1)、(2)いずれにも該当すること。

(1)長南町に転入する直前の10年間について、下記①～3のいずれかに該当する。	はい・いいえ
☐ ①「東京23区に在住していた期間」が通算5年以上である。	
☐ ②「東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学していた者で、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。	
☐ ③「上記①と②を合算した期間」が通算5年以上である。	
(2)長南町に転入する直前について、下記①～3のいずれかに該当する。 (長南町に転入する3ヶ月前までを当該1年の起算日とすることができる。)	はい・いいえ
☐ ①「東京23区に在住していた期間」が連続して1年以上である。	
☐ ②「東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学していた者で、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。	
☐ ③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

※ 東京圏とは、東京都、神奈川県及び埼玉県をいう。

※ 条件不利地域

東 京： 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

神奈川： 山北町、真鶴町、清川村

埼 玉： 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

◆要件2【移住先(長南町)に関する要件】

・ 転入してから1年以内である。 ※申請日時点【転入日： 年 月 日】	はい・いいえ
・ 申請した日から5年以上継続して長南町に居住する意思がある。	はい・いいえ

◆要件3【その他の要件】

・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。	はい・いいえ
・ (外国人の方の場合)永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。	はい・いいえ

◆要件4－1【世帯に関する要件(世帯員が2人以上の方の場合)】

・ 世帯員が、移住元において申請者と同一世帯に属していた。	はい・いいえ
・ 世帯員が、申請者と同一世帯に属している。 ※申請日時点	はい・いいえ
・ 世帯員が、転入してから1年以内である。 ※申請日時点	はい・いいえ
・ 世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。	はい・いいえ

※要件4－1すべてに該当する18歳以下の世帯員がいる場合は、要件4－2も記入してください。

◆要件4－2【世帯に関する要件(18歳以下の世帯員がいる場合)】

・ 18歳以下の世帯員が、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である。	はい・いいえ
・ 18歳以下の世帯員が、申請者ではない。	はい・いいえ
・ 18歳以下の世帯員が、申請者の配偶者ではない。	はい・いいえ

▼ 裏面に続きます

◆要件5【就職に関する要件】

・勤務地が千葉県内の条件不利地域(旭市、立山氏、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町)に所在する。⇒【就職先:	はい・いいえ
・週20時間以上の無期雇用契約に基づいての就業である。	はい・いいえ
・申請をした日から5年以上継続して当該就業先に勤務する意思がある。	はい・いいえ
・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。	はい・いいえ



いずれかにチェック



☐ (1) 一般の場合	
・就業先の求人は、移住支援金の対象としてマッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載されている。	はい・いいえ
・就業先は、自身にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を勤めている法人ではない。	はい・いいえ
・就業先への応募日は、マッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に移住支援金対象として当該求人が掲載された日以降である。【応募日: 年 月 日】	はい・いいえ
☐ (2) 専門人材の場合	
・千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業した者である。	はい・いいえ
・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではない。	はい・いいえ

◆申請に必要な書類

全 員	☐ 長南町UIターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付申請書(別記第1号様式)
	☐ 長南町UIターンによる起業・就業者創出事業移住支援金の交付申請に係る同意・誓約書
	☐ 写真付き身分証明書等(本人確認ができるもの)
	☐ 住民票の謄本(続柄の記載があるもの)
	☐ 移住元の住民票の除票の写し(移住元の在住地及び在住期間を確認できる書類)
	☐ 世帯全員に長南町の町税等に滞納がないことを証する書類
	☐ 就業証明書(移住支援金の申請用)(第2号様式)
	☐ 振込先口座のわかる書類等の写し(預金通帳又はキャッシュカード等)
必 要 な 方 の み	☐ 【移住元の要件が通勤の方の場合】 東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
	☐ 【移住元の要件が通勤の方で法人経営者又は個人事業主の場合】 ☐ 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類) ☐ 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
	☐ 【大学等への通学期間を移住元の居住等の対象期間とする場合】 卒業証明書等(在学期間及び卒業校を確認できる書類)
	☐ 【複数人の世帯で申請する場合】 申請者と同時に移住した世帯員の移住元の住民票の除票の写し
	☐ その他町長が必要と認める書類()